

1. 目的

建築物の省エネルギー化、地球温暖化防止対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設へ効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルにも普及啓発・促進していくための具体的な推進方法を定める。



◆ESCO事業の実施スキーム

民間の資金やノウハウを活用して既存庁舎等を改修し、省エネルギー化による光熱水費の削減分を経費等を償還し、残余を施設所有者とESCO事業者の利益とする事業であり、大阪府の主要施策にも推進が位置づけられている。「初期投資なし、後年度負担増なし」



2. ESCOアクションプラン(前プラン)の達成状況と改訂の経緯

(1)前プランの達成状況

- 16年7月の策定から10年が経過し、計画期間を満了
- 目標32施設(警察署は除く)を上回る33施設で導入を達成(右表)

契約年度	施設名	延床面積(m ²)	省エネ率(%)
H13	母子保健総合医療センター	32,125	24.8
H14	府民センタービル(4)	29,354	19.7
H15	急性期・総合医療センター	68,841	25.1
H15	教育センター	18,830	13.7
H15	障がい者交流促進センター	8,080	21.8
H15	池田・府市合同庁舎	21,083	29.1
H16	呼吸器・アレルギー医療センター	43,233	39.8
H16	メイドームおおさか	31,180	29.4
H16	労働センター	21,584	34.7
H17	門真運転免許試験場	28,044	19.4
H17	中河内府民センタービル	6,367	17.3
H17	府庁舎本館・別館(2)	64,094	8.3
H18	体育会館	28,206	16.1
H18	青少年海洋センター(2)	16,911	17.3
H19	男女共同参画・青少年センター	12,761	24.7
H25	池田保健所外10件(11)	26,427	7.8
H26	大阪府立中央図書館	30,770	41.5
H26	りんくうタウン駅ビル	15,320	30.3

※()は2以上の場合の施設数

全国自治体でも最先端の取組みが評価され、26年12月『地球温暖化防止活動環境大臣表彰』を受賞！

(2)改訂の背景

- ◆LED照明、空調の高効率化など新技術が登場
 - ◆当時は築年数が浅かった施設や、ESCO導入済であるものの設備機器が更新されなかった施設での設備機器の経年劣化
 - ◆住宅・建築物部門のエネルギー需要増大や原発事故後の節電取組み、エネルギー単価の上昇等の状況変化
- ⇒最新省エネ技術など新たな知見に基づき、設備利用の実態調査や新たな省エネ手法の検討などESCO導入の可能性を再検討し、前プランを改訂

3. 新プランにおける取組み内容

(1)新プランのポイント

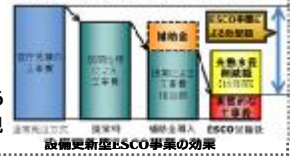
※大阪府ESCO提案審査会において審議・承認

- ①府有建築物のうち延床面積が原則6,000m²以上の施設を対象に技術革新等を踏まえた省エネ再診断を行い、ESCO事業の可能性を検討
- ②6,000m²未満の中小規模施設でも警察署など同種建物の施設は複数をもとめて公募する等の手法を用いることで、対象施設の拡大を検討
- ③従来のESCOでは熱源機器の更新が難しい場合も省エネに配慮した改修が可能となるよう、設備更新型ESCO事業(※)を活用した事業化を検討

※設備更新型ESCO事業

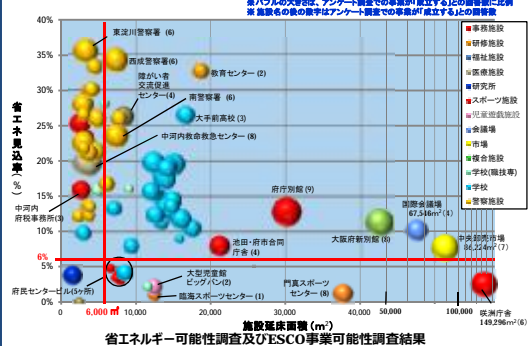
・国土交通省「官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル」にも位置づけられている事業。省エネ改修で得られる光熱水費の削減額に機器の更新費を別途加算し、その範囲内で工事費を償還する仕組み

・熱源機器の老朽化で更新時期を迎えている施設では、民間ノウハウの活用で更なる省エネ化とコスト削減が実現



(省エネルギー可能性調査の実施と診断結果)

- 府有施設や市町村・民間施設(独法法施設含む)を対象にESCO事業の可能性を分析
- 各施設の省エネルギー見込率とESCO事業可能性の調査結果を分布図にプロット(下表)



(2)推進目標

計画期間	対象施設
平成27～36年度(10年間)	82施設

＜省エネ目標(26年度比)＞

- ◇省エネ率：15%
- ◇光熱水費削減額：今後10年で更に60億円の効果額を見込む(年間削減額：4.4億円/年)
- ◇エネルギー削減量：4,700kL/年
- ◇CO₂排出削減総量：8,700t/年

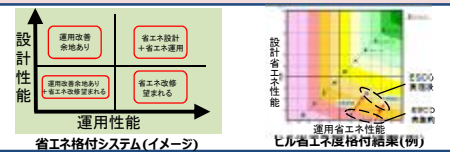
(3)推進方策

- ①省エネ見込率の高い施設「Aグループ」・「Bグループ」を中心として順次導入を図る。
- ②警察署や学校等の同種建物は複数一括とすることにより事業規模を確保して導入を図る。
- ③ESCO導入済み施設等は設備更新型ESCOによる手法等を活用しながら事業化を図る。

分類	実施要件	施設名(例)
A	実施効果が大きく優先して事業を実施することが望ましいと判断される施設(延床面積≧10,000m ² 、省エネ見込率≧10%)	咲洲庁舎、新別館、りんくうタウン駅ビル、国際会議場等
B1	エネルギー使用量が中程度であるが事業実施を進めることが望ましいと判断されるもの	単独で事業実施効果が見込める施設
B2	複数施設を一括公募することで実施効果が見込めるもの	警察署、高等学校、職業技術専門学校等
B3	設備更新型ESCOによる手法などを活用することで実施効果が見込めるもの	府民センタービル、府庁舎別館、教育センター等
C	上記のいずれにも該当しないが、設備更新型ESCO事業の導入や今後の省エネ技術の進展を注視しながら事業化を検討するもの	門真・臨海スポーツセンター、大型児童館ビッパパン等

(4)府内市町村・民間建築物へのESCO普及促進

- 府内市町村・民間へのESCO普及方策として「ビル省エネ格付制度」を構築
- ・「省エネ評価システム」で建物の省エネ性能・実エネルギー消費量を「見える化」
- 省エネ改修・ESCO検討の動機付けしESCO普及のツールとして活用
- ・システムは大阪府のホームページ上で公開。任意に利用が可能。
- ・必要に応じて府が上位格付の建物を認証するなどの誘導策を検討



(5)新プランの推進管理

- ◇ランの進捗管理とPDCAサイクルに基づく取組みのフォローアップ
- 府有施設をはじめとしたESCO導入状況把握、実績分析等の効果検証
- 技術動向や各種施策の情報収集を図り、適宜次年度以降の取組みに反映

意見・助言

- ・新技術動向
- ・電力自由化
- ・省エネ施策等

ESCO提案審査会
公募選定や事業進捗に係る審議の場などを活用